

長野県農商工連携支援基金助成金交付要綱

(目的)

第1 この交付要綱は、長野県農商工連携支援基金事業実施要領（平成21年4月21日付21も第60号）（以下「実施要領」という。）に基づき、新事業展開や新商品開発等に取り組む中小企業者等に対し、予算の範囲内で長野県農商工連携支援基金助成金（以下「助成金」という。）を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者及び助成対象事業)

第2 第1に規定する助成金の交付の対象となる事業者及び対象事業は、次のとおりとする。

(1) 事業者

ア 長野県内に主たる事業所を有する中小企業者又は長野県内で創業（農林漁業を除く。）する者（以下「中小企業者等」という。）と農林漁業者との連携体

イ 長野県内に主たる事業所を有し、自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者（以下「NPO等」という。）と農林漁業者との連携体

(2) 定義

ア 「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条に規定する中小企業者（農林漁業者を除く。）で長野県内に主たる事業所を有する中小企業者をいう。

イ 「農林漁業者」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第2条に規定する農林漁業者をいう。

ウ 「NPO等」とは、特定非営利活動法人（NPO法人）、商工関係団体等をいう。但し、特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者は除く。

(3) 対象事業の内容

上記(1)の連携体が、互いの経営資源を活用して実施する、新商品開発や新事業展開等に取り組む事業とする。

(助成対象経費及び助成率)

第3 助成金は、第2に規定する助成対象事業者が実施する助成対象事業を行うために必要な経費であって、別表「助成対象経費」に掲げるもので別に定めるもののうち、公益財団法人長野県中小企業振興センター理事長（以下「理事長という。」）が必要かつ適当と認めるものについて交付する。

2 第2に規定する事業に対する助成率及び助成限度額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 助成率

助成対象経費の1/2以内

(2) 助成限度額

500万円以下

(助成期間)

第4 助成事業の助成期間は1年以内とし、助成金交付決定日から翌年3月末日までに実施する事業部分を助成対象とする。

なお、同一事業については、毎年度実施する審査会により選定された場合には、最大3回まで助成金を利用することができるものとする。

(助成金の交付先の決定)

第5 理事長は、助成金を受けようとする者から事業計画の提出があったときは、実施要領20(2)に規定する有識者による審査会を開催し助成対象候補を順位付けの上、最終的に助成金を交付すべきと認めたときは、助成金の交付先の決定を行う。

(助成金の交付決定)

第6 助成金の交付先の決定を受けた事業者は、長野県農商工連携支援基金助成金交付申請書(様式第2-1号)に関係書類を添えて、理事長が定める期日までに提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

3 前項の通知は長野県農商工連携支援基金交付決定通知書(様式第2-2号)によるものとする。

(交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

(1) 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに長野県農商工連携支援基金事業変更承認申請書(様式第3号)により理事長に申請してその承認を受けること。

(2) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに長野県農商工連携支援基金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により速やかに理事長に申請してその承認を受けること。

(3) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに長野県農商工連携支援基金事業遅延等報告書(様式第5号)を理事長に提出し、その指示を受けること。

(4) 第1項に定める軽微な変更は、経費区分相互間の20%を下回る経費の配分の変更とする。

(申請の取り下げ)

第8 交付決定を受けた助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服が

ある場合は、助成金交付決定通知を受けた日から 20 日以内に長野県農商工連携支援基金助成金交付申請取下書（様式第 6 号）を理事長に提出して取下げを行うものとする。

（事業の遂行）

第 9 助成事業者は、法令の定並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成対象事業を行わなければならない、いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

（遂行状況の報告）

第 10 助成事業者は、助成事業の遂行状況について理事長から照会があった場合には、長野県農商工連携支援基金事業遂行状況報告書（様式第 7 号）を理事長が定める日までに理事長に提出しなければならない。

（助成事業の遂行等の命令）

第 11 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、助成事業者の実施する事業が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告等）

第 12 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、当該事業が完了した日から起算して 20 日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、長野県農商工連携支援基金事業実績報告書（様式第 8 号）に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 13 理事長は、第 12 の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業者の実施した事業が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、長野県農商工連携支援基金助成金確定通知書（様式第 9 号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第 14 助成事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、長野県農商工連携支援基金助成金交付請求書（様式第 10 号）を理事長に提出するものとする。

(助成金の支払い)

第 15 理事長は、第 13 により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に対し支払うこと。

(助成金交付決定の取り消し)

第 16 理事長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成金交付決定の内容、条件、その他法令若しくはこの要綱に定める事項に違反したときは、助成金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 理事長は、助成金交付決定の取消しをした場合には、その旨を助成事業者に対し速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第 17 助成事業者は、第 16 の規定により取消を受けた場合において既に助成金の交付を受けているときは、助成金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 18 助成事業者は、第 17 の規定により交付を受けた助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の額（一部納付の場合はその額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を求められ、これを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(立入り検査等)

第 19 理事長は、助成金交付事業の適正を期するため必要と認めたときは、助成事業者に対して報告を求め、又は公益財団法人長野県中小企業振興センター職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金の経理)

第 20 助成事業者は、助成金に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 21 助成事業者は、長野県農商工連携支援基金事業により取得し、または効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、当該事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、長野県農商工連携支援基金事業により取得し、または効用が増加した財産を処分する場合には、長野県農商工連携支援基金事業財産処分承認申請書（様式第 11 号）により理事長の承認を受けなければならない。
- 3 実施要領 21（2）⑮に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間とし、同省令に定めのないものにあつては 5 年とする。

（収益納付）

- 第 22 理事長は、助成事業の完了により当該助成事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額をセンターに納付させるものとする。
- 2 助成事業者は、助成事業年度の終了後 5 年間、毎年度終了後 1 ヶ月以内に、前項に規定する収益の状況について、長野県農商工連携支援基金事業に係る収益納付額報告書（様式第 12 号）により理事長に報告するものとする。

（書類の提出）

- 第 23 この要綱によって、助成対象事業者が理事長に提出する書類は 3 部（正本 1 通、副本 2 通）とし、公益財団法人長野県中小企業振興センター支所（地域を所管する地域振興局の商工観光課内）を経由するものとする。

（その他）

- 第 24 理事長は、助成対象事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項を指示することができる。

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

別表

助成対象経費

助成対象経費の区分	内 容
謝 金	委員、講師又は調査研究員等の外部専門家の謝金（助成対象事業者の役職員は含まない。）
旅 費	委員、講師又は調査研究員等の外部専門家、役職員の旅費
事 業 経 費	原材料費、会場借料費、印刷製本費、資料購入費、集計・分析費、設計費（デザイン含む）、広告宣伝費（PR用パンフレット作成費、販促用グッズ費、展示会出展費）、翻訳料費、運搬費、構築物費（固定資産となるものを除く。）、機械装置費、工具器具費、外注加工費、知的財産権導入費、産業財産権出願経費（国内の出願に限る）、市場調査費
委 託 費	調査研究・開発研究等（その事業の全てを委託するものを除く。）

※量産等の用途となり得るものは対象外とする。